

事 務 連 絡
令和5年2月22日

各国立大学法人総務担当課 御中

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

令和4年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への
適合状況等の報告の確認について

各国立大学法人が公表した「国立大学法人ガバナンス・コード」（以下「ガバナンス・コード」と言う。）への適合状況等の報告に関して、文部科学省において令和5年2月17日に開催（書面開催）した「『国立大学法人ガバナンス・コード』に関する協力者会議」における外部有識者の意見を踏まえて確認を行いました。

この度、適合状況に係る説明が十分に行われている事例及び適合状況について十分に説明がなされていない事例を（別添）のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

各国立大学法人におかれては、別添資料を参考にして、ガバナンスのより一層の改善に向けた議論や取組を進めていただきますようお願いします。

（担当）

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

Email：hojinka@mext.go.jp

令和4年度「国立大学法人ガバナンス・コード」への 適合状況等の報告の確認について＜事例集＞

- 令和4年12月31日までに各国立大学法人のホームページに公表された適合状況等に係る報告について、令和4年4月1日に改訂された部分を中心に、文部科学省において確認を行い、有識者会議における検討のため以下の観点から事例の選定を行った。
 - 1. 適合状況に係る説明が十分に行われている事例
 - 2. 適合状況について十分に説明がなされていない事例
- 有識者会議における検討を踏まえ、各国立大学法人に対して、来年度以降の各法人における適合状況等の報告の作成に当たり参考となる事例集を周知する。
- なお、本事例集は報告の適切な記載方法を示すことを趣旨とするものではなく、各法人が事例を参照し、ガバナンスの強化に向けて一層議論や取組を進めていただくことを趣旨とし、周知するものである。

【留意事項】

- ・事例については、各法人のホームページに公表されている報告から文部科学省において、抜粋したものである。紙幅の制限上、一部事例については記載内容を省略し、形式的な編集を行っている。
- ・事例に付している赤色の下線は文部科学省において付したものである。
- ・報告のうち一部を省略している場合は、文中に「（略）」と記載するなどして省略していることを示している。
- ・「適合状況について十分に説明がなされていない事例」については、該当する法人の報告内容をそのまま引用せず、指摘すべき事項に該当する記載ぶりを文部科学省において再現したものである。

○令和4年度国立大学法人ガバナンスコードの改訂について

改訂の背景

- 令和4年4月1日に「国立大学法人法の一部を改正する法律」が施行。
- 一部改正の内容や、国会の附帯決議等を、「国立大学法人ガバナンス・コード」にも反映させる必要。

改訂の主なポイント

- 法人の長の選考過程・選考理由の公表について原則を新設（原則3-3-1②）
- 学長の評価に関する学長選考・監察会議の独立性について原則に追記（原則3-3-3）
- 学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について原則を新設（原則3-3-4）
- 監事の学長に対する第三者性・中立性について原則に追記（原則3-4-1①）
- 「学長選考会議」⇒「学長選考・監察会議」の名称変更を反映

改訂部分のうち、適合状況を対外的に説明する必要があるもの

- 補充原則 3－3－1 ③
法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無
→再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定に関し、理由の公表を義務づけ
- 原則 3－3－4
学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任事由
→新設

補充原則 3－3－1 ③の改訂部分

学長の任期や再任の可否はそれぞれの法人において学長選考・監察会議における議論に基づき、自主的に判断されるべきものであるが、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定に関し、社会への説明責任を果たすために、理由の公表を義務づけ。

記載事項	記載欄
補充原則3－3－1③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、 その理由とともに 公表しなければならない。	学長の任期は、<u>中期目標・計画期間との整合性を図り計画的な業務遂行が可能となるよう、その始期を中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年としている。また、任期の長期化に伴う組織の硬直化の防止と、独善的状况が発生する可能性の回避の観点から、学長は再任できないこととしている。</u>ただし、学長が辞任を申し出たとき、欠員となったとき又は解任されたときに選考された学長は、その任期を前任の学長の残任期間とともに、1回につき再任することができると学長選考規程第5条に規定し、大学ホームページにて公表している。 ----- 国立大学法人法第15条1項において、学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において定めることとなっており、本学においては「国立大学法人東京外国語大学役員等に関する規程」に基づき「学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、その任期は、2年とする。」と定めています。任期は、<u>2年から6年の間で、それぞれ再任の可否を含め設定することは可能ですが、任期2年及び3年では、就任後1年及び2年で次期学長の選考を行うこととなり、中長期的ビジョンの成果を検証することが困難となります。</u>また、<u>任期3年及び5年とした場合、部局長等の任期が2年であることから、学長と部局長等の任期のサイクルが合わなくなります。</u>以上のことから、<u>任期は4年若しくは最長の6年が考えられますが、任期4年の場合は、学長就任3年後に次期学長の選考を行うこととなり、3年間という適度な期間の学長としての実績評価が可能であり、かつ、その実績を踏まえ、2年間の再任可となっていることからの現行の任期が妥当であると判断しています。</u>（略）

事例の内容

○理由を含めて適合状況を説明している。

☑本報告は、法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定に関して、その理由が明確に記載されており、適合状況について具体的に確認を行う事が出来ます。

事例の内容

○理由を詳細に記載し適合状況を説明している。

☑本報告は、現在の任期がなぜ適切なのかを他の役職との関係性や中長期的ビジョンの成果に関する検証の可能性を踏まえる等理由が明確に記載され、適合状況について具体的に確認を行う事が出来ます。

課題がある事例

△適合状況について十分に説明がなされていない事例

記載事項	記載欄
補充原則3-3-1③ 学長選考・監察会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、 その理由とともに 公表しなければならない。	〇〇規則により、学長の任期は〇年とすること、再任は妨げないこと、ただし、引き続き〇年を超えて在任することはできないことを規定している。 現行の任期は学長選考・監察会議での検討に基づき設定され、その理由についてもホームページにおいて公表している。 (URL: https://www.〇〇.ac.jp) <u>学長の任期、再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定については、必要に応じて学長選考・監察会議で審議を行っており、現在は、任期〇年、再任〇年、再任は〇回としています。これについては、選考規則で定めて公表を行っています。</u> (略) <u>〇〇大学学長選考規程において、任期及び再任の可否について定め、公表している。</u> (略) <u>学長選考・監察会議において、本学のミッションを実現するために、学長が安定的にリーダーシップを発揮する事が出来るように、任期を〇年としています。</u>

事例の内容

△公表場所に必要な情報が書かれていない

☑記載されているURLに適合状況を判断するための情報が記載されておらず、確認する事が出来ません。

事例の内容

△法人の長の再任の可否、任期に関して、その理由が具体的に記載されていない。

☑適合状況の報告については、単に、任期年数や再任の可否等を書くのではなく、その理由を記載する必要があります。

事例の内容

△ガバナンスコードの記載をそのまま引用している

☑単にガバナンスコードの記載を引用して理由とするのではなく、なぜ当該年数や再任の可否が学長の安定的なリーダーシップにつながると考えるのか等について、具体的に理由を説明する必要があります。

※赤字部分が改訂により追加となった部分である。
 ※各法人の報告内容をもとに文部科学省にて作成

原則 3 - 3 - 4 ※新設

本原則は、学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性を確保する必要があることから新設。

記載事項	記載欄
【原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。	学長選考・監察会議委員は、「国立大学法人宇都宮大学学長選考・監察会議規程」の規定に基づき、選任しています。<u>経営協議会委員からは、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ知見・経験のバランス等を考慮の上、互選により選出し、経営協議会において審議の上、選任しています。</u><u>教育研究評議会委員からは、ガバナンス強化のため、学長が選考・任命した学部長を除き、各学部から選出され評議員となった教員のほか、経営に係る審議の充実を図るため、事務総括担当理事を選出し、教育研究評議会において審議の上、選任しています。</u> 以上の選任方法及び選任理由を大学 HP にて公表しています。 (略) 【経営協議会】 ・ (略) <u>なお、各委員における選任理由は以下のとおりである。</u> ○ ○○委員 当該委員は、長年に渡りフリーキャスターとして活躍し、マスメディアの分野において顕著な実績を有している。また、大学の客員教授として教育研究に携わっている。さらに、経済産業省、まち・ひと・しごと創生本部の審議会等の委員として活躍し、行政、経済、産業等の分野に精通している。 当該委員の有する知識・経験は、学長選考・監察会議の役割を果たすために必要であると判断し、当該委員を学長選考・監察会議委員として選任するものである。 (略)

事例の内容

○選任方法について、原則の趣旨を踏まえた独自の取組を記載している。

☑本報告は、学長選考・監察会議の委員を選任する際、選考方法やその考え方詳細に記載されており、公平性が確保されているかどうか具体的に確認を行う事が出来ます。

事例の内容

○選任理由について、各委員について、具体的に記載されている。

☑本報告は、各委員の経歴を記載し、委員としてふさわしいと判断した理由を記載しており、透明性が確保されているかどうか、具体的に確認を行う事が出来ます。

課題がある事例

△適合状況について十分に説明がなされていない事例

記載事項	記載欄
【原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。	(略) 以上の選任方法及び選任理由を大学HPにて公表しています。 ・学長選考・監察会議委員名簿 https://www.〇〇.ac.jp <u>学長選考・監察会議の委員は、経営協議会委員の投票により経営協議会学外委員から〇名、教育研究評議会評議員の投票により教育研究評議会評議会から〇名を選出し、合計〇名で構成されている。</u> <u>経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員は、以下の方法により選任しており、本学HPで公表しております。</u> (略)

事例の内容

△公表場所に必要な情報が書かれていない

☑記載されているURLに適合状況を判断するための情報が記載されておらず、確認する事が出来ません。

事例の内容

△学長選考・監察会議の選任方法及び選任理由に関する具体的な記載がなされていない。

☑学長選考・監察会議の委員の選任方法及び選任理由を公表することで、その選定過程の透明性・公正性を確保する必要があります。